

個人情報保護制度の実施状況

令和3年度の個人情報保護制度の実施状況を公表します。

◎ 個人情報保護制度の利用状況

町の機関が保有する個人情報開示請求の区分、決定などの内容は次の表のとおりです。

(1) 個人情報の開示請求状況

請求者の区分			請求方法			決定等の内容					
個人	法人	計	来庁	郵送	計	開示	一部開示	非開示	不存在	取下げ等	計
2	2	4	2	2	4	4	0	0	0	0	4

(2) 実施機関別利用状況

実施機関	請求件数	請求に対する決定等の内容				
		開示	一部開示	非開示	不存在	取下げ等
町長	4	4	0	0	0	0
公立芽室病院	4	4				
合計	4	4	0	0	0	0

○個人情報の保護制度について

町では、芽室町個人情報保護条例に基づき、町民の皆様の「権利利益の保護」と「個人情報の活用」とのバランスを保ちながら個人情報を管理しています。

町民の皆様の権利を守るために、条例では、個人情報の収集、利用、提供などについて制限を設けています。しかし、災害時のように、個人の生命や身体、財産を守るために緊急かつ、やむを得ないと認められるときは、その制限が適用されません。